

平成
30年度版

地震に強い あなたの住まい

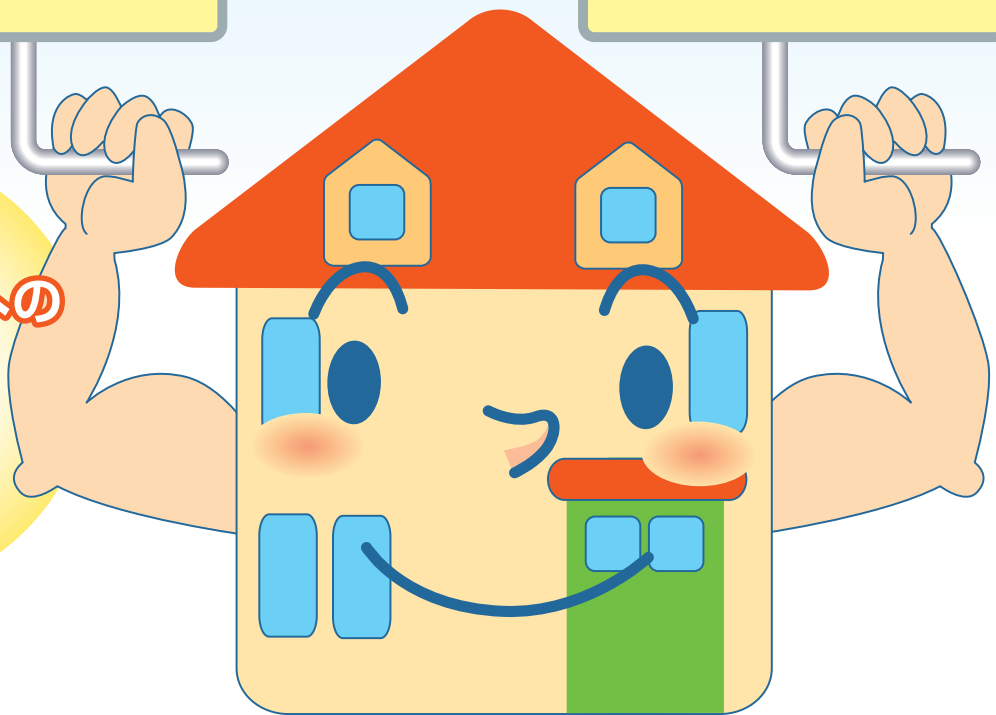
建築物等耐震化支援事業のご案内

家具転倒防止器具取付け事業のご案内

耐震改修を!

家具の固定を!

木造建築物への
助成を拡充
しました。



写真提供 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター



写真提供 (財)消防科学総合センター

耐震で安心!



耐震くん

建築物等耐震化支援事業に関するお問い合わせ ▶ 新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
電話 03-5273-3829 FAX 03-3209-9227
家具転倒防止器具取付け事業に関するお問い合わせ ▶ 新宿区 危機管理担当部 危機管理課 危機管理係
電話 03-5273-4592 FAX 03-3209-4069

木造

耐震診断から耐震改修工事ま

木造建築物への助成

建物にどれくらい耐震性能があるかを総合的に判断し、それに基づき耐震改修工事を行います。ここでは、**木造住宅**の場合の耐震診断から耐震改修工事までの流れを簡単にご紹介します。

■対象となる建築物

昭和56(1981)年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅*

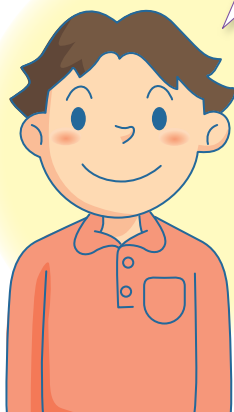
*店舗等併用住宅は延べ面積の1/2以上が住宅であるものに限りです。

■対象者

【個人または法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾を得た助成対象建築物に居住する者

【区分所有の場合】▶管理組合の総会決議を得るか、共有持ち分の過半の承諾を得ている者

耐震改修工事を
行いたい



まずは技術者派遣で
耐震診断をしたい

診断と設計を段階的
に進めます

無料
(技術者派遣)
**詳細
耐震診断**

区から専門の技術者
(建築士)を派遣し、
詳細な耐震診断を
行います。

区に申し込んで
ください。

技術者(申込者が選定)に耐震
診断と補強設計を依頼したい

診断と設計を合わせ
て実施します

詳細耐震診断・補

詳細耐震診断及び補強設計
費用の一部を助成します。
助成金の限度額は**30万円**です。

地震が心配
だなあ……



準備・検討

詳細耐震診断

専門の技術者に相談したい

予備耐震診断

無料
(技術者派遣)

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、
簡易な耐震診断を行います。
詳細耐震診断や補強設計に進む前の参考
にしてください。

区に申し込んでください。



補強設計への助成

補強設計費用の一部を助成します。
助成金の限度額は**17万円**です。

補強設計の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。*

耐震改修工事への助成

耐震改修工事費用の一部を助成します。
助成金の限度額は**75万円~300万円**です。

耐震改修工事の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。*

工事監理への助成

工事監理費用の一部を助成します。
助成金の限度額は**20万円**です。

工事監理の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。*

強設計への助成

詳細耐震診断・補強設計の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。*

補強設計

耐震改修工事



耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成

耐震シェルターや耐震ベッドを設置する費用の一部を助成します。
助成金の限度額は耐震シェルターの場合**45万円**、耐震ベッドの場合**35万円**です。

耐震シェルターや耐震ベッドの設置にかかる契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。*

※助成金に関わる手続きの流れは30ページをご覧ください。

木造建築物への助成

新宿区内の木造住宅の耐震化を助成する制度です。

委任払い制度*を利用すれば、自己負担分のみで診断や改修工事を行うことができます。

*委任払い制度については、30ページをご覧ください。

■対象となる建築物

昭和56(1981)年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅*

*店舗等併用住宅は延べ面積の1/2以上が住宅であるものに限りです。

■対象者

【個人または法人の場合】▶所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承諾を得た助成対象建築物に居住する者

【区分所有の場合】▶管理組合の総会決議を得るか、共有持ち分の過半の承諾を得ている者

〈留意事項〉※補強設計や耐震改修工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

※技術者派遣や助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。

※業者との契約の際には、スケジュール・金額等の打ち合わせを十分に行ってください。

※消費税は助成金の対象外です。

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。

耐震診断、補強設計

予備耐震診断

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、予備耐震診断(簡易な耐震診断)を行います。
また、詳細耐震診断の必要性などの技術的なご相談に応じます。

無料
(技術者派遣)

詳細耐震診断

区から専門の技術者(建築士)を派遣し、詳細な耐震診断を行い建物の耐震性能*を評価します。
また、耐震改修工事の必要性や、工事の方法などの技術的なご相談に応じます。
※耐震性能とは、地震によって生じる力に対し、損傷もしくは倒壊や崩壊をしない建物の強度をさします。

無料
(技術者派遣)

補強設計への助成

補強設計のみを実施する場合、17万円を限度に助成します。

詳細耐震診断・補強設計への助成

詳細診断と補強設計を合わせて実施する場合は、30万円を限度に助成します。

※ただし、助成を受ける場合は新宿区に登録した耐震診断登録員の中から申請者が選定してください。

※耐震診断登録員の名簿は新宿区ホームページ(右記QRコード)をご覧くださいか、
防災都市づくり課(03-5273-3829)へお問い合わせください。



上限額 (補強設計のみ) 17万円
(詳細耐震診断+補強設計) 30万円

耐震改修工事

要件

(耐震改修工事のみ)

- (1)【個人の場合】申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと。
- (2)【法人の場合】中小企業基本法第2条に規定する中小企業者。
- (3)【区分所有の場合】管理組合の総会決議を得るか、共有持分の過半の承諾を得ていること。
- (4)過去または現在において、区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと。
(是正指導等を受けている場合は、当該是正指導等に従って是正していること)

耐震改修工事への助成

補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。

※工事施工者の指定はありませんので、申請者が選定してください。

※補強設計は、新宿区の耐震診断登録員(申請者が選定)が行ったものに限りです。

助成金額の算出にあたっては、下記の区分に従い、算出してください。

※**助成対象工事費**とは、実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積×**32,600円/m²**で算出した額の低い方とします。

※耐震改修工事とは関係のないリフォーム、消費税は助成金の対象外です。

区分		A区分 ^{※1}	B区分 ^{※2}	C区分 ^{※3}
		当面の間、区内全域をA区分とみなします。		
上部構造評点を1.0以上となるように耐震改修工事を行う場合		助成対象工事費の3/4 ^{※4} (上限額300万円)		
簡易改修	上部構造評点を0.7以上1.0未満となるように耐震改修工事を行う場合	助成対象工事費の3/5 ^{※4} (上限額150万円)		
※5 道路突出 又は ※6 無接道	上部構造評点を1.0以上となるように耐震改修工事を行う場合	助成対象工事費の3/8 ^{※4} (上限額150万円)		
	※6 簡易改修 上部構造評点を0.7以上1.0未満となるように耐震改修工事を行う場合	助成対象工事費の3/10 ^{※4} (上限額75万円)		

上部構造評点とは

建築基準法で想定する大地震に対し、建物が持つ耐震性の評点をいいます。

1.5以上:倒壊しない
1.0以上1.5未満:一応倒壊しない
0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある
0.7未満:倒壊する可能性が高い

※1:申請者を含む世帯が住民税非課税または重点地区内(29ページ)の建築物

※2:65歳以上の高齢者または障害者の方が居住する建築物

※3:A区分、B区分以外の建築物

※4:1,000円未満の端数は切り捨てになります。

道路に突出している木造住宅、敷地が道路に接していない住宅だったら…

下記の追加要件を満たせば、一部費用の助成を行います。

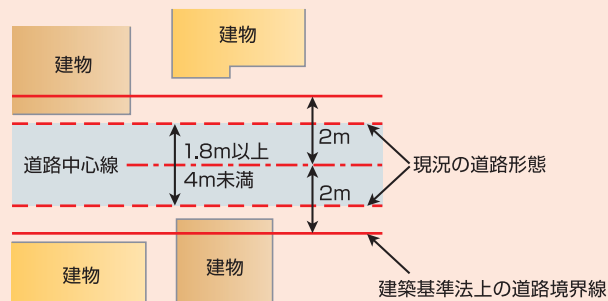
	内 容	追 加 要 件
※5:道路突出	建築物(当該建築物に付属する門、塀、建築設備等を除く。)が建築基準法上の道路境界線より道路側に出ているか※どうかで判断します。	やむをえず建築物の道路への突出部分を解消できない場合で、新たな違法を生じさせないことと道路への突出部分を将来解消し、道路状整備に協力する旨の確認書を提出すること
※6:無接道	建築物の敷地は建築基準法上の道路に、原則として2m以上接している必要があり※、それを満たしているかどうかで判断します。	耐震改修工事の際に、台所等の火気使用室の壁及び天井を不燃材料で仕上げる(耐震補強部分以外は助成対象外)

※建築基準法の規定に適合するものは除きます。



建築基準法上の道路境界線は、状況に応じて現況の道路形態とは異なる可能性があるため、注意が必要です。

■現況の幅が4m未満の道路に接する敷地の後退例



工事監理への助成

補強設計に基づいて新宿区の耐震診断登録員による工事監理を行う場合、**20万円を限度**に助成します。

※工事監理の助成は、補強設計を担当した耐震診断登録員が行うものが対象です。(工事施工者が行うものは対象ではありません。)

上限額 20万円

耐震シェルター、耐震ベッド設置への助成

耐震シェルターや耐震ベッドを設置する費用の一部を助成する制度です。

■対象となる建築物

昭和56(1981)年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅、店舗等併用住宅*

※店舗等併用住宅は延べ面積の1/2以上が住宅であるものに限りです。

■対象者

所有者、所有者の承諾を得た所有者の親族または所有者の承認を得た助成対象建築物に居住する者

■要件

(1) 予備耐震診断や詳細耐震診断(7ページ参照)の結果、耐震補強が必要と診断されていること

(2) 申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと

※耐震シェルターや耐震ベッドの設置にかかる契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

※助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。

※賃貸住宅などで、対象建築物の所有者以外の方が申請者となる場合は、耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置に対して、建物所有者の承諾が必要となります。

《助成金の額》

①耐震シェルター設置に要する費用の9/10
(上限額45万円)

②耐震ベッド設置に要する費用の9/10
(上限額35万円)

委任払い制度(30ページ参照)利用可

※床などの補強が必要な場合は、その費用も含まれます。

※消費税は助成金の対象外です。

※1,000円未満の端数は切り捨てになります。



事例紹介

耐震シェルター・耐震ベッドの設置

耐震改修工事のように建物全体の耐震補強を行う方法ではなく、安全性を確保しながら、費用負担を軽減することができる方法があります。それが耐震シェルター・耐震ベッドの設置です。ここでは、一条工務店の「木質耐震シェルター」を紹介します。

●新宿区内で設置した場合の例

【設置費】25万円(税別)

【区の助成額】22万5千円

【設置期間】2日間

※床の補強を行う場合を除き、2日で設置可能です。



倒壊実験後のシェルター外観



■仕様表

外寸(間口×奥行×高さ)	2492×2390×2310mm	
内寸(間口×奥行×高さ)	2230×2128×2027mm	
出入口(間口×高さ)	832×1753mm	
障子窓	正面	381×1454mm 蛍光灯・コンセント内蔵
	左(右)	381×795mm
本体重量	1050kg(約1t)	

※天井高の異なるタイプもあります。その他、内装仕上げや電気設備については、13ページの問い合わせ先までおたずねください。

※写真その他資料の提供:(株)一条工務店

※他の耐震シェルター・耐震ベッドについては13・14ページをご覧ください。

《助成の対象となる装置一覧》

※価格(税別)は目安です。

各装置の詳細、費用等については、業者に直接お問い合わせください。

※設置は全て1階のみとなります。

耐震シェルター



価格の目安:66.5万円
設置期間:1日

名称:耐震シェルター耐震和空間
会社名:株ニッケン鋼業
電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337



価格の目安:38万円
設置期間:1日

名称:木造軸組耐震シェルター“剛建”
会社名:有宮田鉄工
電話:0587-37-1569 FAX:0587-37-6341



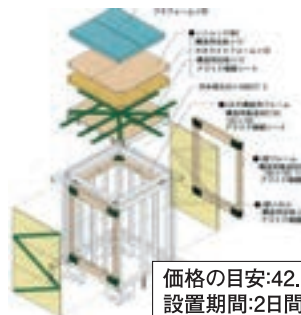
価格の目安:255万円(6帖)
設置期間:約9日間

名称:耐震TBシェルター「鋼耐震」
会社名:株東武防災建設
電話:048-970-3530 FAX:048-970-3531



価格の目安:165万円(6帖)~
設置期間:約2週間

名称:耐震シェルター レスキュールーム
会社名:有ヤマニヤマショウ
電話:0120-88-2420 FAX:053-442-2422



価格の目安:42.6万円
設置期間:2日間

名称:シェルターユニットバス(UB)
会社名:J建築システム株
電話:03-3815-7779 FAX:03-3815-7780



価格の目安:25万円
設置期間:2日間

名称:木質耐震シェルター
会社名:株一条工務店
電話:0120-422-231 FAX:053-596-3655



価格の目安:186.3万円~
設置期間:8日間

名称:シェル太くん工法
会社名:株ヤマヒサ
電話:0120-36-1374 FAX:06-7663-7811



価格の目安:350万円(6帖)
設置期間:7~10日程度

名称:シェルキューブ
会社名:株デリス建築研究所
電話:03-3287-2011 FAX:03-3287-2012



価格の目安:150万円
設置期間:3日間

名称:耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」
会社名:株青ヒバの会ネットワーク
電話:03-3779-0608 FAX:03-3490-2560



価格の目安:90万円(4.5帖)~
設置期間:1日

名称:パネル式耐震シェルター
会社名:SUS株(エスユーエス)
電話:03-5652-2393 FAX:03-5652-2394



価格の目安:51万円
設置期間:1日

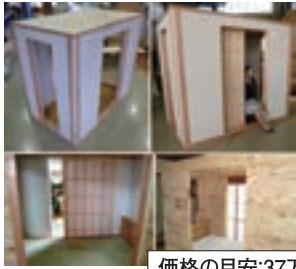
名称:減災寝室
会社名:有扇光
電話:0120-57-2535 FAX:0596-37-2730



価格の目安:110万円
設置期間:1日

名称:ウッド・ラック~ルームシェルター~ひのき庵
会社名:株新光産業株
電話:03-3251-2055 FAX:03-3251-2056

耐震シェルター



価格の目安:37万円～
設置期間:半日

名称:つみっくブロックシェルター
会社名:株式会社つみっく
電話:0852-28-3178 FAX:0852-28-3178

耐震シェルター、
耐震ベッドで安心な毎日!



耐震ベッド



名称:耐震ベッド・シェルター「ウッド・ラック」
会社名:新光産業(株)
電話:03-3251-2055 FAX:03-3251-2056

価格の目安:シングルサイズ50万円
設置期間:半日



名称:介護用防災フレーム
会社名:(株)ニッケン鋼業
電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337

価格の目安:35.5万円
設置期間:2時間



名称:防災ベッド 標準型BB-002
会社名:(株)ニッケン鋼業
電話:0544-58-8336 FAX:0544-58-8337

価格の目安:30.5万円
設置期間:2時間



名称:安心防災ベッド枠A
会社名:フジワラ産業(株)
電話:06-6586-3388 FAX:06-6586-1177

価格の目安:34万円
設置期間:半日



名称:安心防災ベッド枠B
会社名:フジワラ産業(株)
電話:06-6586-3388 FAX:06-6586-1177

価格の目安:38万円
設置期間:半日

重点地区・緊急輸送道路マップ



重点地区(町丁目別・あいうえお順)

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| あ行 | 神楽坂6丁目 | た行 | 西落合4丁目 | 横寺町 |
| 愛住町 | 上落合1丁目 | 高田馬場1丁目 | 西五軒町 | 四谷2丁目 |
| 赤城下町 | 上落合2丁目 | 高田馬場2丁目 | 西新宿4丁目 | 四谷3丁目 |
| 赤城元町 | 上落合3丁目 | 高田馬場3丁目 | 西新宿5丁目 | 四谷坂町 |
| 荒木町 | 喜久井町 | 高田馬場4丁目 | は行 | わ行 |
| 市谷田町2丁目 | 北新宿1丁目 | 笹笥町 | 原町1丁目 | 若葉1丁目 |
| 市谷山伏町 | 北新宿2丁目 | 築地町 | 原町2丁目 | 若葉2丁目 |
| 市谷柳町 | 北新宿3丁目 | 筑土八幡町 | 原町3丁目 | 若葉3丁目 |
| 岩戸町 | 北山伏町 | 天神町 | 東榎町 | 早稲田町 |
| 榎町 | さ行 | 富久町 | 東五軒町 | 早稲田南町 |
| 大久保1丁目 | 左門町 | な行 | 馬場下町 | |
| 大久保2丁目 | 三栄町* | 中井1丁目 | 舟町 | |
| か行 | 信濃町 | 中井2丁目 | 弁天町 | |
| 改代町 | 下落合1丁目 | 中落合1丁目 | ま行 | |
| 神楽坂1丁目 | 下落合4丁目 | 中落合2丁目 | 南榎町 | |
| 神楽坂2丁目 | 白銀町 | 中落合3丁目 | 南元町 | |
| 神楽坂3丁目 | 新宿7丁目 | 中落合4丁目 | や行 | |
| 神楽坂4丁目 | 水道町 | 中里町 | 山吹町 | |
| 神楽坂5丁目 | 須賀町 | 西落合3丁目 | 矢来町 | |

*三栄町は、平成30年8月13日の住居表示の実施により、四谷三栄町に変更します